

阿賀野市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を  
ここに公布する。

令和7年12月3日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市規則第45号

阿賀野市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者	170	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者(長期非該当)	230
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰの者	100	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者(長期該当)	180
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰ(老福)の者	110	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰの者	110
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で境界層該当者	110	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で境界層該当者	110

」

を

「

生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者	180円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者(長期非該当)	240円
----------------------------------	------	---	------

		当)	
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰの者	100円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者(長期該当)	190円
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰ(老福)の者	110円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰの者	110円
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で境界層該当者	110円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で境界層該当者	110円

」

に改める。

第2号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第6号様式の4中「230円」を「240円」に、「180円」を「190円」に、「170円」を「180円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表及び第6号様式の4の規定は、令和7年4月1日から適用する。